

# スタートアップにおけるデータの取扱い

弁護士  
清水 亘 Wataru Shimizu弁護士  
西村順一郎 Junichiro Nishimura弁護士  
赤木優飛 Yuhi Akagi

## I はじめに

急速なデジタル化とAIの普及によって、データの重要性が増している。データは、AIで分析等を行うことによって、更なる価値を生み出し得るからである。内閣府知的財産戦略本部の検討会による「知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン Ver.2.0」<sup>1</sup>も、データを知財・無形資産の中に位置付けている。

とはいえ、経験的にいえば、データの取扱いは簡単ではない。また、生成AIの登場によって誰でも簡単にAIを利用できるようになった結果として、多くの人たちが似たようなビジネスモデルを思いつくようになり、他社と差別化できるデータ・ビジネスを考え出すことは格段に難しくなったように見える。

実務において、以前は、(分析等を加えずに)データそのものを販売したいという相談が多かったが、最近ではそのような相談はあまりなくなった。その代わりに、データを生成AIで分析する場合の留意点等、AI利用等の場面におけるデータの取扱いに関する相談が増加している。

本稿では、データの基本に立ち戻りつつ、スタートアップがデータを取り扱う際の留意点について述べる。

## II データの法的保護

### 1 データの定義・性質と知的財産法による保護

データの定義は様々あり得るが、例えば、OECDのEASD勧告(Recommendation of the Council on Enhancing Access to and Sharing of Data<sup>2</sup>)によれば、データとは、構造化又は非構造化フォーマットで記録された情報であり、テキスト、画像、音声、動画を含むものである。

情報であるデータは、有体物とは異なり、(a)複製(コピー)や変換が容易であり、複製されても元のデータは失われない、(b)複数人が同時に利用することができ、利用されても消滅しない(費消され尽くされない)、(c)保存に物理的な場所を必要とせず、デジタルストレージ中に(保存容量の限り)大量に保存でき、時間が経過しても劣化しない、(d)インターネットやICT(情報通信技術)を介してあらゆる場所への移

1 [https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/tousi\\_kentokai/pdf/v2\\_shiryo1.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/tousi_kentokai/pdf/v2_shiryo1.pdf)

2 <https://legalinstruments.oecd.org/en/instruments/OECD-LEGAL-0463>